

(別紙)

変更事項の内容

変更前	変更後
<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設整備交付金により、市街地を公共下水道（流域関連）で、周辺農村地域を農業集落排水施設で整備を行い、それ以外の区域は浄化槽の設置を推進する。</p> <p>また、町並み保存事業により、関宿伝統的建造物の保存・修理や散策拠点の整備を行うとともに、関宿のまつりや伝統行事である亀山大市等の支援を行う。</p> <p>5-2 法第4章の特例の措置を適用して行う事業</p> <p>汚水処理施設整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共下水道：平成12年6月に事業認可。・農業集落排水施設：平成17年4月に国より事業採択の通知を受けている。 <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none">・いずれも亀山市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none">・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）	<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設整備交付金により、市街地を公共下水道（流域関連）で、周辺農村地域を農業集落排水施設で整備を行い、それ以外の区域は浄化槽の設置を推進する。</p> <p>また、町並み保存事業により、関宿伝統的建造物の保存・修理や散策拠点の整備を行うとともに、関宿のまつりや伝統行事である亀山大市等の支援を行う。</p> <p>5-2 法第5章の特例の措置を適用して行う事業</p> <p>汚水処理施設整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共下水道：平成12年6月に事業認可。・農業集落排水施設：平成17年4月に国より事業採択の通知を受けている。 <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none">・いずれも亀山市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none">・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

変更前	変更後
<p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 城跡北部、野村、布気、太岡寺及び関第五処理分区 ・農業集落排水施設 坂下地区、市瀬地区 ・浄化槽（個人設置型） 亀山市のうち公共下水道及び農業集落排水施設で整備する以外の区域 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 平成17年度～21年度 ・農業集落排水施設 平成17年度～19年度 ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度 <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\Phi 75 \sim \Phi 300$ <u>33,300m</u> マンホール形式中継ポンプ <u>17箇所</u> ・農業集落排水施設 坂下地区 $\Phi 150$ <u>840m</u> 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 3箇所 市瀬地区 $\Phi 150$ <u>400m</u> 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 2箇所 ・浄化槽（個人設置型） <u>761基</u> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。</p>	<p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 城跡北部、野村、布気、太岡寺小野及び関第五処理分区 ・農業集落排水施設 坂下地区、市瀬地区 ・浄化槽（個人設置型） 亀山市のうち公共下水道及び農業集落排水施設で整備する以外の区域 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 平成17年度～21年度 ・農業集落排水施設 平成17年度～19年度 ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度 <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\Phi 75 \sim \Phi 300$ <u>19,190m</u> <u>単独事業</u> <u>12,580m</u> マンホール形式中継ポンプ <u>20箇所</u> ・農業集落排水施設 坂下地区 $\Phi 50 \sim \Phi 200$ <u>814m</u> <u>単独事業</u> $\Phi 50 \sim \Phi 200$ <u>67m</u> 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 3箇所 市瀬地区 $\Phi 50 \sim \Phi 200$ <u>487m</u> <u>単独事業</u> $\Phi 50 \sim \Phi 200$ <u>35m</u> 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 2箇所 ・浄化槽（個人設置型） <u>379基</u> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。</p>

変更前		変更後	
公共下水道 城跡北部、野村、布気、太岡寺、関第五処理分 区で <u>3,941人</u>		公共下水道 城跡北部、野村、布気、太岡寺、小野、関第五 処理分区で <u>2,804人</u>	
農業集落排水施設 坂下地区で90人 市瀬地区で90人 浄化槽（個人設置型） <u>2,352人</u>		農業集落排水施設 坂下地区で90人 市瀬地区で90人 浄化槽（個人設置型） <u>1,137人</u>	
[事業費]		[事業費]	
公共下水道	事業費 <u>1,988,000千円</u> (うち、交付金 <u>994,000千円</u>) 単独事業費 <u>561,000千円</u>	公共下水道	事業費 <u>1,796,000千円</u> (うち、交付金 <u>898,000千円</u>) 単独事業費 <u>642,000千円</u>
農業集落排水施設	事業費 <u>392,890千円</u> (うち、交付金 <u>196,445千円</u>) 単独事業費 <u>30,000千円</u>	農業集落排水施設	事業費 <u>307,040千円</u> (うち、交付金 <u>153,520千円</u>) 単独事業費 <u>30,000千円</u>
浄化槽（個人設置型）	事業費 <u>298,497千円</u> (うち、交付金 <u>99,499千円</u>)	浄化槽（個人設置型）	事業費 <u>146,641千円</u> (うち、交付金 <u>48,880千円</u>)
合計	事業費 <u>2,679,387千円</u> (うち、交付金 <u>1,289,944千円</u>) 単独事業費 <u>591,000千円</u>	合計	事業費 <u>2,249,681千円</u> (うち、交付金 <u>1,100,400千円</u>) 単独事業費 <u>672,000千円</u>